

十勝市町村税滞納整理機構 滞納管理システム構築等業務
プロポーザルにおけるプレゼンテーションを実施しない場合の判断基準

1 判断期限

令和3年6月25日（金）～令和3年7月5日（月）

2 プレゼンテーション実施予定日

令和3年7月19日（月）

3 基準内容

- (1) プレゼンテーション実施日時点において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域に「帯広市」又は「プレゼンテーションを行う者の住所（職場及び居住地）」が含まれていること。
- (2) プレゼンテーション実施日時点において、都道府県又は市町村が独自の基準において、不要不急の往来を自粛する地域に「帯広市」又は「プレゼンテーションを行う者の住所（職場及び居住地）」が含まれていること。
- (3) 判断期限内において（1）又は（2）に該当しており、対象期間がプレゼンテーション実施予定日まで延期する見込み又は可能性があること。
- (4) 提案者が複数あり、1社でも（1）又は（2）若しくは（3）に該当する場合はプレゼンテーションを実施しない。

4 手続き等について

- (1) 提案者から6月25日（金）までに任意様式でプレゼンテーションを行う者の職氏名及び住所（職場及び居住地）の報告を受ける。
- (2) 提案者が複数あり、1社でも基準内容（1）又は（2）若しくは（3）に該当する場合はプレゼンテーションを実施しない。